

## テーマ別部会の状況報告（開催状況、主な意見等）

<目次>

|     |  |    |
|-----|--|----|
| I   | 開催状況   | 1  |
| II  | 各テーマ別部会での主な意見等   |    |
| 1   | 環境・利用部会  |    |
| (1) | 説明資料（第1稿）に対する現時点での部会としての意見、提案（案）<br>（第5回環境・利用部会(5/29)まで） | 2  |
|     | 自然環境   | 2  |
|     | 水質   | 4  |
|     | 利用   | 7  |
| 2   | 治水部会   |    |
| (1) | 説明資料（第1稿）に対する意見、提案（案）<br>（第1回治水部会検討会(6/7)資料2-1より）        | 9  |
| 3   | 利水部会   |    |
| (1) | これまでの主な意見・やりとり内容（第3回部会まで）<br>（第20回委員会(4/21)資料1-2より）      | 21 |
| (2) | 利水部会における今後の検討項目（案）<br>（第1回利水部会検討会(6/7)資料2-3より）           | 25 |
| 4   | 住民参加部会   |    |
| (1) | これまでの主な意見・やりとり内容（第5回部会まで）                                | 28 |
|     | 1) 計画策定・推進（4.1、5.1）                                      | 28 |
|     | 2) 環境分野（4.2、5.2）   | 33 |
|     | 3) 治水分野（4.3、5.3）   | 35 |
|     | 4) 利水分野（4.4、5.4）   | 36 |
|     | 5) 利用分野（4.5、5.5）   | 37 |
|     | 6) ダム（4.6、5.6）   | 38 |

## I 開催状況

| 部会    |              | 内容                          |
|-------|--------------|-----------------------------|
| 環境・利用 | 第1回(3/8 開催)  | 説明資料への質問について河川管理者の回答と意見交換   |
|       | 第2回(3/27 開催) | 前半：検討班別、後半：全体での意見交換         |
|       | 第3回(4/10 開催) | 説明資料に関する意見交換（検討班別）          |
|       | 第4回(4/17 開催) | 説明資料に関する意見交換（全体）            |
|       | 第5回(5/29 開催) | 説明資料（整備内容シート含む）に関する意見交換（全体） |
| 治水    | 第1回(3/ 8 開催) | 説明資料への質問について河川管理者の回答と意見交換   |
|       | 第2回(3/27 開催) | 説明資料に関する意見交換                |
|       | 第3回(4/10 開催) | 説明資料に関する河川管理者からの説明と意見交換     |
|       | 第4回(4/14 開催) | 〃                           |
|       | 検討会(6/7 開催)  | 今後の議論及び部会の進め方について意見交換       |
| 利水    | 第1回(3/ 8 開催) | 説明資料への質問について河川管理者の回答と意見交換   |
|       | 第2回(3/27 開催) | 説明資料に関する意見交換                |
|       | 第3回(4/14 開催) | 説明資料に関する河川管理者からの説明と意見交換     |
|       | 検討会(6/7 開催)  | 今後の議論及び部会の進め方について意見交換       |
| 住民参加  | 第1回(2/24 開催) | 説明資料および住民参加の提言に関する意見交換      |
|       | 第2回(3/27 開催) | 〃                           |
|       | 第3回(4/11 開催) | 〃                           |
|       | 第4回(4/18 開催) | 〃                           |
|       | 第5回(5/27 開催) | 説明資料に関する意見交換                |

## II 各テーマ別部会での主な意見等

### 1 環境・利用部会

(1) 説明資料（第1稿）に対する現時点での部会としての意見、提案  
 （第5回環境・利用部会(5/29)まで）

#### 【自然環境】

| 説明資料—索引                | 説明資料（第1稿）に対する部会としての意見・提案   |
|------------------------|--|
| 3章<br>河川整備の基本的な考え方     | <p><b>【河川環境保全の基本的な考え方】</b></p> <p>○「これ以上生物種を減少させない」「人間の生存に必須のものである生態系に機能をこれ以上低下させない」等の目標を追加すべき。</p>  |
| 4.2<br>5.2<br>河川環境(全般) | <p><b>【自然環境の保全、回復の目標】</b></p> <p>○河川環境保全の目標となる姿、基準を記載すべき（4.2）</p> <p>・治水、利水との関係を考慮し、提言で述べている1960年代前半を目標とすべき</p> <p>○保全の目標を設定、共有するための方策、検討事項を記載すべき（5.2）</p> <p>・目標とする年代の環境資源目録を作成し、回復のタイムスケジュールを利用計画も含めて検討すべき。</p>  |
| 4.2<br>河川環境(全般)        | <p><b>【保全、回復の考え方（“自然が自然をつくる、川が川をつくる”考え方について）】</b></p> <p>○河川環境の保全、回復に向けては、自然が自然をつくる、川が川をつくる考え方のもとで進めることを、整備方針として記すべき</p> <p>○以下の視点で、整備のあり方、事業を検討することを整備方針として記すべき</p> <p>・川が川を創っているモデルとなる地域を見つけ、その場所を守るとともにそこから学ぶ</p> <p>・多自然型川づくりを検証すべき</p> <p>・自然環境を評価する指標を検討すべき。そのために環境について現在分かっていることと、分かっていないことを整理すべき</p> |
| 5.2<br>河川環境(全般)        | <p><b>【保全、回復の進め方（自然が自然をつくる考え方の具体的反映）】</b></p> <p>○「自然が自然を、川が川をつくる」理念を反映し、以下の整備内容を追加すべき</p> <p>・理想的な自然が残っている区域は、保全区域（整備しない、人の立ち入り禁止）としての設定・規制を検討する。</p> <p>・環境回復の整備に関する基本方針を記載すべき。例えば、「工事にあたっては完全に整備しつくさずに少しだけ手を入れる」等が考えられる。</p> <p>・ある程度の攪乱を起こす、許容する環境をつくるべき。</p>  |

| 説明資料－索引                         | 説明資料（第1稿）に対する部会としての意見・提案   |
|---------------------------------|--|
|                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な地域では、許容できる範囲で川の蛇行を許せる区域を残す方策を記載すべき。</li> <li>・普通種の保全が貴重種の保全にもつながるという考え方と普通種を保全するための方策を記載すべき。</li> <li>・モニタリングとフィードバックの考え方を記載すべき。また、その期間としては十分に検討できる期間を設定しておくべき。</li> <li>・生物の生息に必要な空間的規模の検討を行う。</li> <li>・森林の保全策を記載すべき。</li> </ul>  |
| <p>4.2<br/>5.2<br/>河川環境(全般)</p> | <p><b>【様々な主体の参画】</b></p> <p>○「さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む」という提言の理念を反映すべき。</p> <p>&lt;参画のための具体的な方策の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討のフローチャートに参画の手順を明記</li> <li>・具体的な整備内容を検討する河川毎の委員会を設置</li> </ul> <p><b>【施策・事業の評価】</b></p> <p>○これまで行ってきた事業や計画している事業についてその効果・影響をプラス面、マイナス面の両方で評価し、今後の計画や事業実施に活かしていく方向性、方策を記載すべき。また、マイナス面の影響がある場合には、何らかの再生（ミティゲーション）を義務づけるべき。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どれくらい環境が改善されたのかという評価をすべき。代替案比較による定性的な評価でもかまわない。</li> <li>・便益／事業費の評価を度外視しても行うべき自然環境の保全、回復のための事業もある。</li> </ul> |
| <p>4.2.1<br/>河川形状</p>           | <p><b>【水陸移行帯】</b></p> <p>○水陸移行帯整備についての方針を明示、修正すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水陸移行帯整備のイメージを充実、修正すべき。植生のゾーニングや園路の整備など固定的な規定があるものではない。公園化するべきではない</li> <li>・水陸移行帯整備と利用との関係性（制限を行うかなど）を示すべき。</li> </ul>  |
| <p>4.2<br/>5.2<br/>河川環境(全般)</p> | <p><b>【用語の共通理解が必要】</b></p> <p>○説明資料（第1稿）で使われている用語について委員と河川管理者との共通理解が必要。例えば、「河川環境の修復」（提言では保全・回復）や「ビオトープ」、「水辺移行帯」（提言では水陸移行帯）等が挙げられる。</p>   |
| <p>5.2<br/>河川環境(全般)</p>         | <p>○森林や琵琶湖の保全など国土交通省の権限外だが河川に影響を与える部分についての関わり方を記載すべき</p>   |

| 説明資料－索引 | 説明資料（第1稿）に対する部会としての意見・提案  |
|---------|---|
| 治水      | <p><b>【自然環境との関係】</b></p> <p>○河川形状の考え方について治水と自然環境との関係をどのように考えるのか明示すべき</p>                            |
| ダムのあり方  | <p>○ダムについて、「自然環境への影響・改善策」を明確に記載すべき。また、自然環境への影響を把握しきれないまま、改善策がはっきりしないまま、見切り発車的に結論を出さないよう慎重に検討すべき</p> |

**【水質】**

| 説明資料－索引  | 説明資料（第1稿）に対する部会としての意見・提案   |
|--|--|
| <p>4.2<br/>河川環境<br/>4.2.4<br/>水質<br/>5.2.4<br/>水質</p>    | <p><b>【水質管理のあり方、方向性】</b></p> <p>○河川管理者としての長期的・理想的な水質管理目標（ゴール）を具体的に記すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者が独自の目標を設定し、リードして水質管理を進める、積極的（ポジティブ）な水質管理の視点、方向性</li> <li>・淀川水系流域全体で、統合的に水質をマネジメント・管理する視点（洪水時、渇水時の統合管理と同様の平水時の統合管理）</li> <li>・他省庁や自治体との連携方向について具体的に記載すべき。</li> <li>・住民を巻き込んだ管理の方向性を記すべき</li> </ul> <p>&lt;住民との連携イメージ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な水辺の、時々刻々の変化を知りたい住民の持つ問題意識（情報）を聞き出し、行政上の仕事に日々利用するようなシステムを作成。</li> <li>・モニタリング、危機管理における連携</li> <li>・環境教育や河川へのアクセス向上等によって住民が河川へ親しむ機会を増やし、オーナーシップ意識を醸成することによって水質改善を図る</li> </ul> |
| <p>5.2.4<br/>水質<br/>(2) 琵琶湖の水質保全対策<br/>(4) 河川の水質保全対策</p> | <p><b>【水質管理基準について】</b></p> <p>○河川管理者独自の水質基準策定について方向性、方策を記すべき。</p> <p>&lt;方針について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の生命、健康だけでなく川に生きる生物・生態系の健全性も考慮した管理の視点、方向性</li> <li>・「分かりやすい指標」として生物指標を導入すべき。その際には違った層に生息する複数の種類を対象とすべき。</li> <li>・河川環境を管理するための水質基準を河川管理者がリードして設定する方向性を記述すべき。ガイドライン的なものを出発点とする考え方もある。</li> <li>・上水を供給する立場から見た水質基準を独自に設定する方向性を記述すべき</li> <li>・水質目標の設定に向けた知見の集積</li> </ul>   |

| 説明資料—索引                        | 説明資料（第1稿）に対する部会としての意見・提案   |
|--------------------------------|--|
|                                | <p>&lt;目標、基準の例、考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「その川の魚が食べられる」水質</li> <li>・川や地域によって基準はかわってもよい</li> <li>・住民から見て、わかりやすい指標であるべき</li> </ul>  |
| <p>5.2.4<br/>水質<br/>(1)協議会</p> | <p><b>【統合的管理と他との連携、琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）】</b></p> <p>○統合的管理の方向性、内容を示し、その中で協議会を位置づけるべき</p> <p>&lt;統合的管理の方向性、内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水や渇水時の管理と同様に、平水時の水質について計測したデータを統合化する仕組みが必要。日々の単位でデータを計測、収集、管理するシステムとすべき。</li> <li>・データの収集を危機管理、指標の評価・分析、改善に向けた対応、予測、情報共有につなげる仕組みが重要。</li> <li>・汚染源を特定できるような観測、測定網をどのようにつくり、発信していくか、記述すべき。</li> <li>・今後増加すると考えられる産業廃棄物処理場等への規制を盛り込むべき</li> </ul> <p>&lt;協議会の位置づけについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合的管理における国、自治体、住民の役割を明確にするとともに、説明資料（第1稿）で提案されている水質管理協議会（仮称）の位置づけや内容を明確にする必要がある。</li> </ul> <p>○協議会の内容、性格をもっと詳しく記述すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標・内容・機能を明確に示すべき。</li> <li>・組織、活動範囲などについて具体的に記述すべき。旧来から存在する淀川水質汚濁防止連絡協議会のイメージが強く、年間の水質情報交換会か、緊急時に上水道関連機関が実働して対応するためのものととられる。</li> <li>・協議会の運営に当たっては必要な人材育成の必要性を記述すべき</li> </ul> <p>&lt;内容について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析・解析・モデル予測・警報などを出すため、教育・解析・公表機関として位置づけ。（部会長まとめより）</li> <li>・住民からの情報提供、住民との情報共有など住民を巻き込んだ協議会。</li> <li>・既存の活動機関との関係、役割分担の方向性を記述すべき。特に琵琶湖淀川水質保全機構との関連を明確に。</li> <li>・水質管理は現場、現地から始まる事を考えると、水質を自分で実測し、もっと実感する体制を整えるべき。</li> <li>・河川管理者だけでは達成できない目標は、企業との契約、各省庁・企業東都の共同体（コンソーシアム）の形成によるマネジメント</li> </ul> |

| 説明資料—索引  | 説明資料（第1稿）に対する部会としての意見・提案  |
|--|---|
|  | <p>&lt;河川管理者との係わりについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者が持っている光ファイバーシステム・流水保全水路などどう活用するのかなども記すべき。</li> <li>・河川管理者として、関連情報の収集（物理環境変化、水量変化、生態系の変化など）・集積、常時事業を遂行する場として、財政的に、人的に援助する方向性を記すべき。</li> </ul>   |
| <p>5.2.4<br/>水質<br/>(2) 琵琶湖の水質<br/>保全対策<br/>(4) 河川の水質保<br/>全対策</p> | <p><b>【モニタリングの展開、充実方向】</b></p> <p>○統合的な管理のなかでの位置づけを踏まえたモニタリングとすべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングを、危機管理、指標の評価・分析、改善に向けた対応、予測、情報共有等につなげて統合的な仕組みのなかで位置づけるべき。</li> </ul> <p>○幅広い視点で水質を捉えた調査項目の設定を検討するべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質には底質も含める。</li> <li>・従来の、フィジカル、ケミカルな指標に生態系の状況を表す指標も加えて水質を考える。</li> <li>・発ガン性物質など、現在安全性に疑問を持たれている項目についても調査項目に含めるべき</li> <li>・琵琶湖と河川とを分けて調査項目を検討。</li> </ul> <p>○従来のモニタリング手法の改善策の検討を盛り込むべき</p> <p>&lt;改善方向について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の社会環境（流域開発の状況等）に即した調査地点に改善されるべき。また、流域の社会変化が反映される対策が記載されるべき</li> <li>・月1度の調査・計測から24時間リアルタイムでの監視への転換をめざした整備内容が記述されるべき</li> <li>・データの集積・管理において既存施設（光ファイバー網）の活用が検討されるべき。また、精度の高い観測機器の設置や安価な機器を多量に設置して面的な情報収集をめざすなどの検討方向が考えられる。</li> <li>・住民への情報提供について充実すべき</li> <li>・モニタリング結果を総合的に把握できる人材育成方向について記述すべき。</li> </ul> <p>○モニタリングの主体について。住民との連携を積極的に図るべき</p> <p>&lt;連携の考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の自発的なモニタリングを面源対策の1つとして位置づける</li> <li>・河川レンジャーの活用</li> <li>・川のそばに暮らす住民が異変に敏感であり、住民の夢を重視することが早めの対策につながる</li> </ul> |

| 説明資料—索引                  | 説明資料（第1稿）に対する部会としての意見・提案                                    |
|--------------------------|---|
| 5.2.4<br>水質<br>(2)(3)(4) | <p><b>【既存事業の評価】</b></p> <p>○既存事業の評価を踏まえた事業実施、調査・検討とすべき。</p> |

**【利用】**

| 説明資料—索引            | 説明資料（第1稿）に対する部会としての意見・提案  |
|--------------------|---|
| 利用と河川環境、<br>治水との関係 | <p><b>【河川環境との関係】</b></p> <p>○河川環境のあり方のもとに利用のあり方が示されるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川本来のあり方が示された上で、利用についての位置づけを示すべき</li> <li>・河川環境保全のために高水敷きの切り下げを行った場合、その場所の利用は必然的に抑制されるなど、河川形状によって利用形態は自然に変化する。河川形状は治水、自然環境面から決まるため、それらの方向性と利用との関係について整理して示すべき</li> </ul> <p><b>【治水、河川形状との関係】</b></p> <p>○水陸移行帯について、河川環境の再生の方針に基づいた利用の方向性を記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用を規制する方向性を記載できないか</li> </ul> |
| 4.5<br>5.5<br>利用   | <p><b>【記述、項目の追加】</b></p> <p>○利用は河川区域外の土地利用と関連が深いいため、堤内地も含めた検討をすべきである。河川法による堤内地の保全区域指定など、一定の利用制限等も検討すべき</p> <p>○漁業、砂利採取、諸権利（水利権、漁業権、占用権等）について記載すべき</p>   |
| 5.5.1<br>水面        | <p><b>【考え方】</b></p> <p>○水上オートバイの利用規制について、瀬田川の水面利用では、滋賀県のレジャー利用条例では不十分。利用規制をもっと厳しく行うべき</p> <p>○漁業の観点からも水上バイク等の影響を検討するべき</p> <p>○水域利用については安全教育等のソフト面の施策も盛り込むべき</p>  |
| 4.5.2<br>高水敷利用     | <p><b>【高水敷利用のあり方】</b></p> <p>○提言の理念を実現するための方策、基準を記載すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のグラウンド等についても温存ではなく、縮小していくべき</li> <li>・環境と共生できるグラウンド整備のあり方を検討し、利用促進すればよい</li> <li>・今あるものを縮小を基本とする（提言の理念が反映されているため、説明資料（第1稿）の通りの記述でよい）</li> </ul>  |

| 説明資料—索引              | 説明資料（第1稿）に対する部会としての意見・提案   |
|----------------------|--|
| 5.5.2<br>高水敷利用       | <p><b>【目標、基準】</b></p> <p>○堤内地の利用規制を検討すべき（関係省庁との協定、住民参加による）</p> <p>○高水敷利用の目標を示すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1960年代のグラント数を数値目標にしてはどうか</li> <li>・河川利用には管理する側のビジョンとそれに基づいた利用の可否を判断できるガイドライン（保全地域のランク付け等）の策定を河川利用委員会（仮称）で検討すべき</li> </ul>   |
| 5.5.2<br>利用委員会       | <p><b>【位置づけ、仕組み】</b></p> <p>○利用のあり方を決める全体的な仕組みを踏まえた、河川利用委員会（仮称）の位置づけ・内容等を示すべき</p> <p>＜位置づけの例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な関係者を取り込んだ、総合的な判断のできるリバーオーソリティーを目指すべき</li> <li>・全体の利用のあり方がどこでまたはどのような手段で調整されるのかを明示すべき。</li> </ul> <p>＜検討内容の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川利用委員会（仮称）では河川利用の理念を共通認識としてつくるべき</li> <li>・異なる意見の合意形成、社会的理解</li> </ul> <p><b>【利用の方向性との関係】</b></p> <p>○高水敷利用縮小の方向性が河川利用委員会（仮称）での検討にどのように影響するのか、関係を明確に示すべき。</p> |
| 4.5.3<br>5.5.3<br>舟運 | <p>○環境と調和した舟運について検討すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直線的な水路ではなく、河道内で蛇行させる、ワンドを活用、河川中央部の水深を確保するなど、環境にも配慮した形状にできないか検討すべき</li> </ul>  |

## 2 治水部会

(1) 説明資料(第1稿)に対する意見、提案(案)(第1回治水部会検討会(6/7)資料2-1より)

| 説明資料—索引 | No.       | これまでの部会での主な意見・やりとり内容  | 会議名<br>(日付)         | 説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案)<br>( )内は部会での要検討事項   |
|---------|-----------|---|---------------------|---|
| 3 治水・防災 |           |   |                     |   |
| 1 洪水 全体 |           |   |                     |   |
|         | 理念、基本的考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>治水安全度は下げずに壊滅的被害を避ける、そのための一番の基本が破堤ではないか、という論理だと思う。この点に関しては、委員会と河川管理者とで共通の認識を持っていると理解している。一般には、破堤による壊滅的被害の回避が優先されて治水安全度の向上が軽視されていると誤解されている面がある。</li> </ul>   | 第2回治水部会<br>(030327) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 壊滅的被害の防止に関する理念については説明資料の内容と提言とは一致していると理解している。</li> <li>○ 「自然環境に配慮した治水対策」「地域特性に配慮した治水対策」については後述の方針に従い、検討をお願いしたい。</li> </ul> |
|         |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>治水に対して河道対策とダムだけで良いのか、という考え方もある。説明資料(第1稿)に「洪水被害ポテンシャル低減対策」として記されているが、現状維持なのか機能強化する攻めの姿勢なのかが不明であり、物足りない。河道やダム以外へ現状以上の流量配分を設定する、或いは、公共施設の土地利用誘導だけではなく、民間企業や住民に補助金を出す等の努力を積極的に行っていくべき。<br/>→説明資料(第1稿)には、まず情報伝達、次に被害ポテンシャルの低減、3番目に堤防、との考えで、この順番で記している。土地利用誘導等については現状維持ではないが、今すぐ達成できることではないと考えた計画となっている。(河川管理者)</li> </ul> | 第4回治水部会<br>(030414) |   |
|         |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>応急的堤防強化について説明されているが、これは従来と同じ手法であり、提言にある「超過洪水・自然環境を考慮した治水」を実現できないのではないかと。提言では治水の理念転換をうたっているが、説明資料(第1稿)の内容は従来治水の延長線上にあるように感じられる。提言を受けてどこがどう変わったのかを示すなどして、わかりやすく説明してほしい。(部会長)<br/>→様々な堤防強化を考えていかなければならないと思っている。本日の説明内容は、現状の技術で可能な範囲で示したものであり、一方で、河川環境に影響のない方法やより安全度の高い方法を検討、試験施行していかなければならないと思っている。(河川管理者)</li> </ul>   | 第1回治水部会<br>(030308) |   |

| 説明資料—索引            | No. | これまでの部会での主な意見・やりとり内容   | 会議名<br>(日付)         | 説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案)<br>( )内は部会での要検討事項  |
|--------------------|-----|--|---------------------|--|
|                    |     | <p>→河川管理者は、時間、予算、環境への影響などを考慮してある程度シナリオをつくり、提言で述べていることが本当にどこまで実行可能なのかを具体的に示さなければならない。何に対しても「検討したい」と答えていては、審議が進まない。</p> <p>→一度、環境という要素を横に置いて、「治水だけを考えて場合にも、このような転換が必要」ということを明言すべき。それと同時に「河川環境の重要性を考慮することによって、このような転換が必要」という内容と併行して考える必要がある。</p>  |                     |  |
| 1) 情報伝達、伝達システムの整備等 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水被害の多くは夜間に発生する。昼間と夜間では、情報の提供や伝達システムも違って来るはずだ。どのような対策を考えておられるのか。</li> <li>→現在の情報提供システムは、基本的には24時間体制で行われている。しかし、住民の避難については、密に情報を提供していくしかないというレベルにとどまっている。常日頃から、堤防のもろさと水害の恐ろしさを発信し続け、その上で自治体と連携していくしかないと考えている。(河川管理者)</li> </ul>  | 第3回治水部会<br>(030410) | <p>○情報伝達、避難誘導について以下の点について追加検討を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間における情報の提供や伝達システム</li> <li>停電時における対応方向</li> <li>防災教育</li> </ul> <p>(→現行の説明資料での記述で不十分か、追加すべき具体的内容は?)</p> |
|                    |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策区間とその他の地域とは、情報の提供・伝達システムが違って来るべきではないか。それによって意識付けもできるのではないか。</li> <li>→基本的には、地域で差を付けることなくやっていくべきだと考えている(河川管理者)</li> </ul>  | 第3回治水部会<br>(030410) |  |
|                    |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水が起こった時には停電することが多く、伝達のシステムが途切れがち。人が臨機応変に対応するには日頃からの防災教育が必要。</li> </ul>   | 第3回治水部会<br>(030410) |  |
| 2) 被害ポテンシャルの低減対策   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川審議会答申や流域委員会の提言に記されているように、洪水に対しては、堤外地(河川側)、堤内地(都市側)での対応の両方が関係してくる。堤内地に対して流域としてどのような治水を行うか、河川整備計画にはどの程度盛り込まれる見通しか。</li> <li>→河川管理者だけでは出来ないことが多いため、説明資料(第1稿)では被害ポテンシャル低減対策として協議会を設置して関係自治体、機関等と連携していくことを考えている。特に避難誘導に関しては、淀川下流部には地下街が多いため、ソフト、ハード一体となった対策が必要である。(河川管理者)</li> </ul> | 第2回治水部会<br>(030327) | (→現行の説明資料での記述でどこの部分が弱いのか。ソフト対策として追加すべき事項は)   |

| 説明資料—索引                          | No. | これまでの部会での主な意見・やりとり内容   | 会議名<br>(日付)   | 説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案)<br>( )内は部会での要検討事項   |
|----------------------------------|-----|--|---|---|
|                                  |     | <p>→流域対応については、従来から総合治水で対応しようとして出来なかった。何故できないか、ということ踏まえて記述頂きたい。</p> <p>・委員会では、堤内地側のソフト対策が重要であると時間をかけて議論し提言したが、説明資料(第1稿)は十分とは言えない内容であり不満を感じている。</p> <p>・地方公共団体や関係各省などとの連携については、1977年の河川審議会の答申以降、繰り返し述べられていることだが、現在、全国的に見てそのような連携体制で取り組んでいる事例があるのか。説明資料のなかに「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」(仮称)の設置が記されているが、これはどのように位置づけておられるのか。<br/>→「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」では土地利用誘導も含めた検討を想定しているが、協議会の枠組みでここまで含めているのは無いのではないか。<br/>→この協議会で様々な問題が出て来た場合には、一体なぜ連携できないのか、誰がどういう理由で連携を拒んでいるのかを広く一般に公開する。連携しようと努力し、問題についても公開することで連携を進めたい。(河川管理者)</p> | <p>第2回治水部会<br/>(030327)</p> <p>第2回治水部会<br/>(030327)</p> |   |
| <p>&lt;被害ポテンシャル低減対策方策協議会&gt;</p> |     | <p>・被害ポテンシャル低減対策方策協議会について、どのようなイメージを持っておられるのか。特に土地の利用誘導は、河川管理者だけで実現できるものではない。<br/>→地域特性に合わせて、河川ごとに分科会をつくり、様々な関係者(沿川自治体、地下空間管理者、気象台、防災関係機関、農業・林業関係、ライフライン関係等々、具体的な整備内容シート 治水-5 参照)とともに考えていきたい。避難誘導についてはシート治水-6に、土地利用誘導についてはシート治水-7に記載していることを考えている。(河川管理者)<br/>→地域特性を考慮して協議会をつくり、さらにそれが住民に周知徹底されるシステムまでつくるのが重要だ。また、平常時から行うことと危機管理として行うことと両方必要である。<br/>→まだまだ、河川管理者がリードしようとしている観がある。地方自治体が主だということを強く打ち出していけない。</p>   | <p>第3回治水部会<br/>(030410)</p>                             | <p>○被害ポテンシャル低減対策方策協議会に関して以下のよう<br/>な視点を踏まえ、記述の充実を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性を考慮して協議会をつくり、さらにそれが住民に周知徹底されるシステムまでつくる。</li> <li>・平常時から行うことと危機管理として行うことと両方必要</li> <li>・まだまだ、河川管理者がリードしようとしている観がある。地方自治体が主だということを強く打ち出すべき</li> </ul> |

| 説明資料—索引   | No. | これまでの部会での主な意見・やりとり内容   | 会議名<br>(日付)         | 説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案)<br>( )内は部会での要検討事項  |
|-----------|-----|--|---------------------|--|
| 3) 堤防強化対策 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防について、区間ごとにどの程度の降雨規模で破堤する危険性があるのか、それに対してどのような優先順位でどんな整備が実施されるのかが説明されなければ、<b>不安が増すだけに感じる</b>。<br/>→破堤の危険性を区間ごとに整理した資料は、第3回委員会にて提出している。また、具体的な整備内容シート(第1稿)では堤防補強などの実施事業と対象区間を示しているが、そのなかのさらに細かい工事内容や区間までは示していない。(河川管理者)</li> </ul>   | 第2回治水部会<br>(030327) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○堤防強化についての考え方について以下のような観点から検討して頂きたい <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆるところを高規格堤防化するという考え方が適切か</li> <li>・「恒久的」ではないところはすべて「応急的」に対応すべきか/すべてを川の中で対応するかの印象を与えないか</li> <li>・「恒久的」「応急的」の名称/自然が相手であれば恒久的はあり得ない/もう安全だという幻想を与えないネーミング</li> <li>・周辺の土地利用との関連による強化法の検討(霞堤等)</li> <li>・被害低減ポテンシャル協議会の堤防強化における役割(→堤防強化の考え方についての部会からの提案、「恒久的」「応急的」に変わる名称、周辺の土地利用との関係での堤防強化のあり方は)</li> </ul> </li> <li>○堤防強化についての技術開発の必要性の追加して欲しい(ハイブリッド堤防等の強化の手法、自然環境への配慮等)</li> <li>○優先順位について以下の点から追加の記述をしてほしい <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先順位の考え方(第3回治水部会資料等)について整備内容シートへの追加</li> <li>・優先順位についての地元住民の係わり方</li> </ul> </li> </ul> |
|           |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆるところを高規格堤防化することが良いのかどうかは議論すべき。また、恒久的なものが高規格堤防化で、応急的なものが既存堤防の強化というのはおかしいのではないか。</li> </ul>  | 第3回治水部会<br>(030410) |  |
|           |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>霞堤も1つの堤防強化対策だと思うが、河川管理者の考えている「応急的」な堤防強化対策とはどういったイメージなのか。<br/>→スーパー堤防よりも短期間で整備できるが、越水にも耐えられるとは言い難いため「応急的」と名付けた。また、これまで堤防を整備するたびに「これでもう安全だ」という幻想を与えてきた。同じことを繰り返したくないという思いから「応急的」としたが、名称については検討したい。(河川管理者)<br/>→地域特性や自然環境等を考慮すれば、スーパー堤防が「恒久的」な破堤回避対策だとは言えないのではないか。<br/>→相手が自然である以上、「恒久的」はあり得ない。また、スーパー堤防といえども、河床が上昇すれば危険だ。<br/>→土地利用との関係によっては、堤防を取り払い霞堤みたいなものをつくり、その周辺を市街化しないということもあり得る。今後、沿川自治体等と協議して決めていきたい。(河川管理者)</li> </ul> | 第3回治水部会<br>(030410) |  |
|           |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>スーパー堤防が無理なところは全て「応急的」堤防強化で対策していくということだが、他に方法はないのか。これでは、すべて川の中で対応しようとしているようで「堤防には頼らない治水」としている提言の理念と矛盾しているのではないか。<br/>→当然、流域対策も行っていくが、今ある堤防をそのまま放置しておいてよいというわけではない。流域対策は時間がかかるため、並行して堤防強化も行っていくべきだと考えている。全川で堤防強化が必要かどうかは、洪水ポテンシャル低減方策協議会等で議論していきたい。(河川管理者)</li> </ul>   | 第3回治水部会<br>(030410) |  |

| 説明資料—索引 | No. | これまでの部会での主な意見・やりとり内容   | 会議名<br>(日付)         | 説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案)<br>( )内は部会での要検討事項 |
|---------|-----|--|---------------------|---|
|         |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な整備内容シート(第1稿)では、応急的堤防強化対策が多く河川に記されており、巨額の事業費を投じても応急的な堤防強化しかできないのか、とショックだった。一般の方がこの内容を見たら、「もっと他に方法があるのでは」という議論になるのでは。</li> <li>→破堤しない堤防はスーパー堤防以外では不可能であり、現在ある堤防を強化したとしても、すぐに破堤しない堤防ができるわけではないという意味を込めて、「応急的堤防強化」という言葉を使っている。具体的な整備内容シート(第1稿)には、今できる対策を示しているが、<b>今後も技術開発を進める必要がある</b>と考えている。(河川管理者)</li> <li>→これまでの、堤内地を守るためにより高い堤防をつくってきた考え方をやめて、理念転換しようと言っているが応急的な強化に頼らざるを得ないところがジレンマである。</li> <li>→応急的堤防強化については、堤防直下に人家が連たんしているところは、破堤した際に家が壊れるため無条件で対象区域とした。また、人家が無くても東海豪雨並の500mmの降雨でも危ないところは対象とした。このような考えで具体的な整備内容シートの内容となっている。今後、より細かな整備の優先順位を示していきたいと考えている。また、堤内地でのソフト対策や被害ポテンシャル低減対策を行うことで堤防強化の必要がなくなる区間があるかもしれないが、今回はそこまでの結論を出せていない。(河川管理者)</li> <li>→「<b>応急的堤防</b>」という言葉は「<b>スーパー堤防</b>」に対する言葉であり、すぐに壊れるものではなく、数年で工事をし直すものでもないと理解した。(部会長)</li> <li>→具体的な整備内容シート(第1稿)には、<b>整備内容が羅列されているだけで背景となる考え方が記されていない</b>。先ほどの説明のような考え方が分かるよう記述すべきでは。</li> </ul> | 第2回治水部会<br>(030327) |   |
|         |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防強化の優先順位が示されているが、<b>そこに至る過程で住民は関われないのか?</b></li> <li>→優先順位についても原案に示される。その内容については<b>住民の方からも意見を聞き、議論をしていきたい</b>。</li> </ul>  | 第3回治水部会<br>(030410) |   |

| 説明資料—索引 |             | No.  | これまでの部会での主な意見・やりとり内容  | 会議名<br>(日付)         | 説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案)<br>( )内は部会での要検討事項   |
|---------|-------------|--|---|---------------------|---|
|         | <技術開発>      |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>提言で記したハイブリッド型など手法はいくつかあると思うが、今後の技術開発は？<br/>→新たな技術検討の場を早急に作り検討したい。(河川管理者)<br/>→河川管理者には堤防の専門家が少なくなっているのではないか。10年前の堤防とほとんど同じようなものが案として出されている。</li> <li>遊水池などの様々な方法についても検討したい。</li> </ul>  | 第3回治水部会<br>(030410) |   |
|         | (2) 浸水被害の軽減 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>→壊滅的な被害の回避と地域特性に応じた治水安全度の向上とを矛盾せずに進める考え方が基本である、ということを明確に記すべき。<br/>→これまでのように一律に目標を定めるのではなく、地域毎、区間ごとに地元の意見も考慮しながら何らかの目標を定めて治水安全度を上げていく、と理解した。(部会長)</li> <li>治水対策として、破堤による壊滅的被害の回避と同時に、浸水被害に対する治水安全度も高めていかなければならない。地域特性に応じた治水安全度の確保にあたっては目標を設定することが重要ではないか。目標を記さないと、壊滅的被害だけを防止するという印象を与える。考えを分けて、定量的に目標を持てるところは目標を記すべき。<br/>→狭窄部上流など浸水頻度の高いところは、「河川ごとの既往最大規模の降雨」を一つの目標として浸水対策を行うこととしており、必要な場所では浸水被害の軽減を同時に行いたい。(河川管理者)<br/>→琵琶湖周辺に関しては、既往最大規模の降雨に対して被害をゼロにすることは、今回の整備計画の中でも不可能である。下流の宇治川の改修との関係で上限を決めざるを得ない状況である。(河川管理者)</li> </ul> | 第2回治水部会<br>(030327) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 壊滅的な被害の回避と地域特性に応じた治水安全度の向上とを矛盾せずに進める考え方が基本である、ことを「4.3.1(2) 浸水被害の軽減」の項に明確に記すべきである。</li> <li>○ 浸水被害の軽減の目標については、可能な限り定量的な目標が必要であるが、これまでのように一律に目標を定めるのではなく、地域毎、区間ごとに地元の意見も考慮しながら何らかの目標を定めて治水安全度を上げていく、と理解した。<br/>(→個々の地域の浸水被害の軽減の目標は地域別部会等で検討)</li> <li>○ 狭窄部の浸水被害の軽減については、以下の点も踏まえ多くの様々な選択肢を組み合わせ検討して欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、ハザードマップ等により読みとれる危険度に応じて、望ましい土地利用を積極的に訴えかけ</li> <li>・ ダムの嵩上げ、気象予測と連動したダムの放流操作の見直し等</li> </ul> (浸水被害の軽減策として追加すべき項目は) </li> </ul> |
|         | <狭窄部上流>     |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>提言同様、説明資料も狭窄部は当面開削しないとしながら、<b>既往最大規模の浸水被害の解消を図るとしている</b>。これができれば良いが、非常に困難なことではないか。</li> </ul>  | 第3回治水部会<br>(030410) |   |
|         |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>対策を行って安全になればなるほど、人が集まり、洪水ポテンシャルは高まってしまう。例えば、ハザードマップ等により読みとれる危険度に応じて、望ましい土地利用を積極的に訴えかけるところまで考えなければならない。</li> </ul> | 第3回治水部会<br>(030410)   |                     |   |

| 説明資料—索引 | No. | これまでの部会での主な意見・やりとり内容  | 会議名<br>(日付)         | 説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案)<br>( )内は部会での要検討事項   |
|---------|-----|---|---------------------|---|
|         |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狭窄部上流の被害軽減対策として日吉ダムや一庫ダムの治水機能強化が検討されている。近年は短期的な<b>気象の予測精度も向上しているため、放流方法の見直しで対応できないか。</b><br/>→ダムの嵩上げ、堆砂容量の見直し、操作規則の変更も視野に入れて、見直しを行なっていく。(河川管理者)</li> </ul>   | 第3回治水部会<br>(030410) |   |
|         |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、銀橋狭窄部の浸水被害軽減対策として、一庫ダムの治水機能強化検討が記載されているが、他にも選択肢はある。いくつかの選択肢の中からその手法が選ばれた検討過程についても記述して頂きたい。<br/>→一例として一庫ダムをあげているにすぎず、説明不足である。(河川管理者)</li> </ul>   | 第3回治水部会<br>(030410) |   |
| <琵琶湖沿岸> |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の操作規則は河川法の改正以前の合意に基づいているため、<b>改正河川法と当流域委員会からの提言を受けて再検討されるべき。</b>今すぐの実施が難しいのは承知しているが、どのような方向で検討されるお考えかお聞きしたい。<br/>→すでに合意されたものだからと言って見直しを行わないということはない。一般的な回答となるが、合意の妥当性も含めて検討し、必要であれば関係者の同意を得ながら変更する。(河川管理者)<br/>→整備計画には、そのような検討の方向性なども明確に記すべき。<br/>→説明資料(第1稿)には、「治水・利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰などの運用の見直しを検討する」と記している。これは、<b>過去の合意についてもその内容も含めて真摯に検討する、</b>という趣旨である。(河川管理者)<br/>→瀬田川と琵琶湖の関係を、狭窄部とその上流部だと考えれば、現在の合意内容である、下流に流量増加の危険がある場合の全閉操作と、その後、下流が安全な範囲で琵琶湖周辺の浸水被害を無くすために可能な流量を流す後期放流は、それぞれ「狭窄部を開削しない」「地域特性に応じた治水安全度の向上」という提言の理念に沿っているのではと考えている。(河川管理者)<br/>→合意内容は、「全閉操作」と「後期放流」だけではないので、他の操作も含めて全てを考えると提言に沿っているかは分からない。様々な状況を十分に踏まえた上で考え直す方向で検討される、と理解したい。</li> </ul> | 第4回治水部会<br>(030414) | ○ 現在の操作規則は河川法の改正以前の合意に基づいているため、改正河川法と当流域委員会からの提言を受けて再検討されるべきである。今すぐの実施が難しいのは承知しているが、どのような方向で検討するかも記述すべきである。合意内容は、「全閉操作」と「後期放流」だけではないので、他の操作も含めて全てを考えると提言に沿っているかは分からない。様々な状況を十分に踏まえた上で考え直す方向で検討される、と理解したい。 |

| 説明資料－索引 |                   | No. | これまでの部会での主な意見・やりとり内容   | 会議名<br>(日付)         | 説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案)<br>( )内は部会での要検討事項  |
|---------|-------------------|-----|--|---------------------|--|
| 0       | その他               |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会は直轄河川だけを考慮して提言したのではないので、各府県が管理している河川についても、提言の内容を尊重して河川管理が行われるべきだと考えている。<br/>→今回の整備計画は、府県の管理者も読んで頂いていると思っている。(河川管理者)</li> </ul>   | 第2回治水部会<br>(030327) | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会は直轄河川だけを考慮して提言したのではないので、各府県が管理している河川についても、提言の内容を尊重して河川管理が行われるべきである。</li> </ul>   |
|         | く自然環境を考慮した治水<br>> |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>提言では「自然環境を考慮した治水」を理念の一つとして挙げており、説明資料(第1稿)の「治水・防災」においても考え方を記してほしい。自然環境の保全・回復を目指した場合、治水安全度に影響する場合もあり、その際の治水としての考え方を記す必要がある。<br/>→従来の河川整備では、治水と環境をバラバラに考えてきた。今後は、各河川の各箇所環境、治水、利水で総合的に最適となるよう考えることを基本としたい。この考えで、説明資料(第1稿)には、「原則として、堤防強化を行う箇所において、併せて河川管理者形状の修復を実施」(5.2.1)と表現している。(河川管理者)<br/>→これまでの河川整備は、治水に支障の及ばない範囲で環境に配慮するという考え方であったと思う。今後は、環境と治水を同等に考慮していかなければならない。(部会長)</li> </ul> | 第2回治水部会<br>(030327) | <p>○治水の項目の中で「自然環境を考慮した治水」についての、治水安全度との関係等の基本的な考え方について以下の点を考慮し記述を追加してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提言では「自然環境を考慮した治水」を理念の一つとして挙げており、説明資料(第1稿)の「治水・防災」においても考え方を記してほしい。自然環境の保全・回復を目指した場合、治水安全度に影響する場合もあり、その際の治水としての考え方を記す必要がある。</li> <li>これまでの河川整備は、治水に支障の及ばない範囲で環境に配慮するという考え方であったと思う。今後は、環境と治水を同等に考慮していかなければならない。</li> </ul> |
|         |                   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の保全は人間が非常に長い時間に渡り生存していくために、必要だと考えている。そういう意味では、人間の生存を脅かす程度までの問題が生じているのであれば、治水上少し問題があったとしても、自然環境の回復を行うとともに治水の問題も解決する方法を考えるべきだ。人間の生存に大きく関係するという意味で、自然環境の保全も治水や利水と同じ問題である。そのことを再度理念として強調頂きたい。</li> </ul>  | 第2回治水部会<br>(030327) |  |
|         |                   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川環境の保全・復元のためには、水や流砂の連続性の確保が重要になってくるが、これまで以上に砂を流せば、河床が変動し、抵抗も増して水位も変動する。こういったことを考慮して、今後の治水を検討して頂きたい。</li> </ul>   | 第1回治水部会<br>(030308) |  |

| 説明資料—索引       | No. | これまでの部会での主な意見・やりとり内容   | 会議名<br>(日付)         | 説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案)<br>( )内は部会での要検討事項   |
|---------------|-----|--|---------------------|---|
|               |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境のために水や土砂の連続性を許容することによって、<b>激しい水位変動による局所的な洗掘の発生など、治水上の安全度が低下する可能性がある</b>。これまでの安全度の考え方に加えて、変動への<b>配慮</b>が必要になってくると思うが、どのようにお考えか。</li> </ul>   | 第2回治水部会<br>(030327) | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境のために水や土砂の連続性を許容することによって、激しい水位変動による局所的な洗掘の発生など、治水上の安全度が低下する可能性がある。これまでの安全度の考え方に加えて、変動への配慮が必要である。</li> </ul>   |
|               |     | →土砂の流れについては、 <b>ダム</b> 等で殆ど遮断されている状態を少しでも回復しようとしている。しかし、 <b>大雨の時にダムを素通りして流れるのは治水とのバランス上問題</b> があるだろう。また、 <b>横断方向の連続性の修復に際しては、高水敷の切り下げで堤防が危なくなるのであれば、補強策を考える必要がある</b> だろう。(河川管理者)   |                     |   |
|               |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境を回復する手法は十分に確立されておらず、開発途上にある。説明資料(第1稿)には、「自然環境を回復する手法の検討」という項目が入っていないため、既存の手法だけで対応するとしか理解できないところが気になる。<br/>→説明資料(第1稿)には、<b>現在可能な手法を提示しているが、これで十分とは思っていない。新しい技術の開発も当然行う必要がある</b>と考えている。(河川管理者)</li> </ul>                             | 第2回治水部会<br>(030327) | ○整備計画の中に「 <b>自然環境を回復する手法の検討</b> 」を位置づけるべき。  |
|               |     | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>洪水時の攪乱機能をどのよう維持していくかについても検討する必要がある</b>。攪乱については、河川の横断方向の形状など物理的な問題についても考慮する必要がある。<br/>→洪水時の攪乱機能の重要性については十分に認識しており、「水量」の項目では、<b>既存のダム・堰の運用の改善</b>についての検討を記している。また、河川形状に関しても、「<b>河川形状</b>」の項目に取り組み内容を記している。(河川管理者)</li> </ul>           | 第2回治水部会<br>(030327) | ○河川環境の面から、平水時だけでなく洪水時の攪乱機能をどのよう維持していくかについても検討する必要がある。<br>(→具体的な内容は。現在の河川環境の項の記述では不十分か)  |
| <堤防強化対策と自然環境> |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>資料2-3には堤防強化対策の事例が紹介されているが、<b>対策を実施した後の堤防の自然環境はどうなっているのか。モニタリングは実施されているのか</b>。<br/>→表土に芝生を張っているだけなので、モニタリングは行っていない。高槻の鶴殿地区では、法面を元に戻した後、そのまま放置して、モニタリングをしている。(河川管理者)</li> <li><b>自然環境の面から見て、堤防を強化した後に覆土するだけで、環境への配慮は十分なのか</b>。</li> </ul> | 第3回治水部会<br>(030410) | ○自然環境の面から見た堤防強化のあり方についての記述を以下のような点も含めて記載して欲しい <ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全のための技術の開発</li> <li>自然環境の面から見て、堤防を強化した後に覆土するだけで、環境への配慮は十分なのか。</li> <li>堤防1つの環境ではなく、それが川全体に及ぼす影響を考えていくことが、重要</li> <li>河川の樹林帯を残すことによって、現在の堤防は強くなるのか、弱くなるのか</li> </ul> |

| 説明資料—索引   |         | No. | これまでの部会での主な意見・やりとり内容  | 会議名<br>(日付)         | 説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案)<br>( )内は部会での要検討事項  |
|-----------|---------|-----|---|---------------------|--|
|           |         |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に言えば、回復不能なほどに自然環境が破壊される前に、予防的な見地から検討を行う習慣が重要。堤防1つの環境ではなく、それが川全体に及ぼす影響を考えていくことが、重要であり、堤防の植生に対しても砂に対しても予防的な見地で検討してから対策を実施していくという習慣が重要。</li> </ul>   | 第3回治水部会<br>(030410) |  |
|           |         |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川の樹林帯を残すことによって、現在の堤防は強くなるのか、弱くなるのか。自然と土木建築物との関係を考え直さないといけない。</li> </ul>   | 第3回治水部会<br>(030410) |  |
|           | 2 高潮    |     |   |                     |  |
|           | 3 地震・津波 |     |   |                     |  |
|           | 4 維持管理等 |     |   |                     |  |
| 4 利水      |         |     |   |                     |  |
| 5 利用      |         |     |   |                     |  |
| 6 ダム      |         |     |   |                     |  |
| 1 ダム計画の方針 | 全体      |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者は、提言を踏まえて、治水におけるダムの存在意義をどのように考えているのか。(部会長)<br/>→提言を受けて、治水上のダムのあり方や位置づけが大きく変わっていくのは確かだ。しかし、どのように変わるかは個々のダムによって異なるため、次回委員会以降のダムに関する説明の際に説明したい。(河川管理者)</li> </ul>  | 第4回治水部会<br>(030414) | <p>○「ダムに関する見直し資料」について、地域部会等の議論を踏まえ、以下の観点から今後検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提言を踏まえて、治水におけるダムの存在意義をどのように考えているのか記すべきである。</li> <li>ダムの必要性を説明する際には時間のファクターを入れるべき。例えば、非常に長い時間をかけて、土地利用や堤防整備が理想的な形になっていればダムは必要無いかも。しかし、20、30年で目標とする治水安全度を達成するには、即効性のあるダムが必要</li> <li>ダムではない選択肢(巨椋池を復活させた場合など)を示した上で、どういう場合にダムでなければいけないか。</li> <li>既存のダムの環境改善策の有効性(選択取水等)</li> <li>ダムの代替案を比較検討する際には、直接的な効果だけではなく、間接的な効果のプラスマイナスも含めて比較すべきである。</li> </ul> |
|           |         |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>25年前ほどに旧河川審議会が総合治水という考え方を示してから、治水の考え方を見直そうという流れがあった。流域委員会の提言もその流れに沿ったより具体的な内容だったと思う。このような変化の中で、今やろうとされていることがどう位置づけられ、転換していくのかを示してほしい。<br/>→我々は、提言に記されている治水の理念転換と第1稿の治水の方針は一致していると考えている。この点に関してダムがどのように寄与するのか、他の代替案も含めて、次の委員会では説明したい。具体的には、従来のように下流のある地点で何m<sup>3</sup>/sの流量をカットするために上流のダムを位置づける、という説明にはならない点が大きな転換点だと思う。(河川管理者)</li> </ul> | 第4回治水部会<br>(030414) |  |

| 説明資料—索引     | No. | これまでの部会での主な意見・やりとり内容   | 会議名<br>(日付)         | 説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案)<br>( )内は部会での要検討事項 |
|-------------|-----|--|---------------------|---|
|             |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの必要性を説明する際には時間のファクターを入れるべき。例えば、非常に長い時間をかけて、土地利用や堤防整備が理想的な形になっていればダムは必要無いかもしれない。しかし、20、30年で目標とする治水安全度を達成するには、即効性のあるダムが必要、という説明が考えられる。<br/>→河川整備計画は、今後20～30年を対象としているため、この期間内において何をしていくのか、という説明になる。(河川管理者)</li> </ul> | 第4回治水部会<br>(030414) |   |
|             |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムではない選択肢(巨椋池を復活させた場合など)を示した上で、どういう場合にダムでなければいけないかの説明が必要である。</li> </ul>  | 第4回治水部会<br>(030414) |   |
|             |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「治水目的以外のダムでは、洪水の場合にはダムの有無は関係なく同じ流量が流れる」との説明があったが、ダムが有った場合は無い場合と比べて高いところから水が流れるため、被害ポテンシャルは高まるだろう。このような問題も含めたリスクマネジメントについて、治水(ダム)面からどのように考えるのか。</li> </ul>  | 第4回治水部会<br>(030414) |   |
|             |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水需要管理を進める立場に立った場合、ダムをどう考えるのか。</li> </ul>   | 第4回治水部会<br>(030414) |   |
|             |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境とダムの関係について、ダム貯水池の中だけではなく、周囲の自然環境への影響も含めて、ダムをどう考えるのか。</li> </ul>  | 第4回治水部会<br>(030414) |   |
|             |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・選択取水設備等の水質改善策の評価として「改善率」ではなく、「達成率」がどうなのかを踏まえた議論。</li> </ul>  | 第4回治水部会<br>(030414) |   |
| 2 既設ダム      |     |  |                     |   |
| 3 各ダムの整備の方針 |     |  |                     |   |
| 0 その他       |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの見直しについて説明頂く際は、ダムサイトや流域の状況、ダム以外の代替案等について、考え方や問題点などを十分出して頂いた上で説明願いたい。</li> </ul>  | 第4回治水部会<br>(030414) |   |

| 説明資料－索引 | No. | これまでの部会での主な意見・やりとり内容   | 会議名<br>(日付)         | 説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案)<br>( )内は部会での要検討事項 |
|---------|-----|--|---------------------|---|
|         |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダムの代替案を比較検討する際には、直接的な効果だけではなく、間接的な効果のプラスマイナスも含めて比較されるのかどうかお聞きしたい。</li> <li>→ 水利計算上の効果だけでなく、時間のスパンの考慮や現地での社会的影響も含めてどのように評価しているかを説明することになる。(河川管理者)</li> </ul> | 第4回治水部会<br>(030414) |   |

### 3 利水部会

#### (1) これまでの主な意見・やりとり内容（第3回部会まで） （第20回委員会（4/21開催）資料1-2より）

##### <利水に関する基本的な考え方>（4/14）

- ・ 大転換を提言した利水の部分が説明資料では1ページしかない。これだけしかやれないのか。提言を真摯に受け止めて欲しい
- ・ 提言の実現に向けて、今すぐは無理でも今後こういう風にやっていくことがわかれば、河川管理者の熱意が感じられ委員もある程度納得するのでは。そのような形で河川整備計画を作って欲しい。
- ・ 河川管理者の権限内で実施できることについてもっと言及すべき  
→水資源開発自体が河川管理者の仕事ではないなど利水については我々だけではできないことが多く、水利権の関与等しかできないのが正直なところ。できる範囲の一つとして、協議会を考えた。（河川管理者）  
→協議会等を活用しながら2、3年のスパンで一生懸命縦割りを排し水需要管理を実現したい。（河川管理者）
- ・ 河川管理者に頑張れというばかりではなく、委員間で具体的なものが出てくるように議論を行うべき。そのためには、問題設定をきっちりした方が良い。京阪神の水利用を新しい水資源開発を行わずに充足することが大きなテーマである。
- ・ 従来の縦割り行政の改革も提言に盛り込まれている。河川管理者は従来の権限外にも踏み込んだ整備計画を策定すべきである。その上で阻害要因を委員会と河川管理者の間で検討すべきなのではないか。

##### <水需要管理の捉え方について>（3/27）

- ・ 「水需要管理」は、実現できるかどうかではなく、「やらねばならない」と提言した。琵琶湖・淀川流域において水利用のシステム全体を根本的に見直し、その上で、流域のシステム全体を新たに構築するという方向で議論していくべき。

##### <水需要管理の目標>（3/27）

- ・ 淀川水系では「今以上に水供給を増やせない」では甘すぎる。「現在の取水量はあまりに多すぎる」というくらいが妥当。利水部会で決めて頂きたい。
- ・ 水需要管理の目標として、「福岡並に減らす」のか「今以上増やさない」のか「これ以上新規のダムは造らない」のか。目標を委員会で決めるのか、水需要管理協議会（仮称）で決めるのか。

##### <環境流量について>（3/27）

- ・ 環境流量についても「これだけ環境用水として必要だから、今使っている分からこれだけ減らす」という話ができるのでは。環境・利用部会との連携も考えてはどうか。
- ・ 「環境用水がいくら不足している」など、委員の方でも、どのくらい取水量を減らすのか目標をしっかりと議論しておかねばならない。

## <水需要の精査・確認>

### ○水需要の精査・確認のイメージについて (3/27)

- ・ 水需要の精査・確認について、考えていたイメージとは異なる。利水者が行った需要予測を国土交通省が独自に精査・確認を行ってくるものと思っていた。  
→その意味の精査・確認もありえるが、河川管理者としての権限を逸脱してしまう部分があり、行うには障壁がある。(河川管理者)
- ・ 説明資料(第1稿)に「水利権量と実水需要流量に乖離が生じている」とはっきり書かれている。いまのような姿勢だと乖離の要因が解明できないのではないか。日本の河川管理者にも欧州のようなリバーオーソリティになってもらいたい。  
→水利権量と実水量に乖離が生じている具体例として工業用水道の話を出した。まずはここをメインに取り組んでいきたい。(河川管理者)
- ・ 河川管理者は淀川の水利権許可を下す許可権者であり、大きな権利を持っている以上、我々は透明性、説明性を求めたい。やりにくいのなら、はっきりそう言ってほしい。  
→水利権審査については、委員会で議論されていることを踏まえて、しっかりやっていきたい。(河川管理者)
- ・ 問題は水需要の精査確認を行った結果、どういう風にするのか。また、このような問題はしばらく時間がかかるが、自分たちはこういう風にやりたいといった点について議論ができるようにしてほしい。
- ・ 琵琶湖淀川水系全体としての人間も含めた持続的な水利用の仕組みとはどうあるべきかを明らかにすることが、水需要の精査の内容ではないか。持続可能な環境流量の枠内で、どれだけ水が取れるか、その量と実需要が合っているか、等を考えることが重要。

### ○水需要の実態把握と精査について (4/14)

- ・ 資料 2-3-3 では水需要予測の精度が不十分である。生活用水の需要は人間の生存における必要度の強弱も合わせて検討すべきではないか。例えば植木の散水などは必要度が低いはずであり、減らされてもそれほど困らないのではないか。  
→各家庭の生活用水の用途までデータを取って調べることは不可能に近い。(河川管理者)
- ・ 用途別の水需要の洗い出しといったレベルまで踏み込まないと提言の「水需要管理」は実現できない。
- ・ 水需要の精査はあるが、水需要予測の精査がされていない。現在の水需要予測の実態を教えてください。それをもとに今後の水需要を予測し、水資源開発が必要かどうかの議論をするためのデータとして十分ではない。
- ・ これまでは水需要について利水者の言いなりだった面があるが、これからは1つのプログラムをつくってきっちり精査していくことが必要ではないか。
- ・ 利水者の水需要予測に疑問を感じているが、本日の資料にはその見直しが無い。今の水需要予測で、いくら水が必要かということ河川管理者は判断するということか。  
→本日は水需要の実態として、有収水量部分を示したということである。実態把握から水使用量の抑制、節水なりにつながっていくもののデータとして本日提出した。予測については、新規水資源開発の抑制につながる部分として、水需要予測の精度向上と

転用の可能性があり、現在、転用の可能性に重点的な狙いをつけやっている。(河川管理者)

- ・ 水需要の精査から出てきたものを数量的にきっちりと詰めることと、非効率な水利用というのはどこに存在するのか、節水に可能性はあるのかについて詰めていただきたい。  
→水利権量と実際の水道等の取水量に乖離があったとしても、川からみれば、実際に必要な量しか取られていないのだから、それがすなわち非効率な水需要とは言えないのではないか。(河川管理者)

#### <水需要の抑制策> (3/27)

- ・ 水利権の枠内であっても水の使用に対する負担を利水者に求めるような仕組みが必要。(例：フランスの水の使用や汚水の排出に対する負担)。このようなことが現在の法律のもとで実現可能か。
- ・ 料金体系を見直し、一定水量使用したら急に料金が高くなるような、水使用に抑制が働く制度を考えていくべき。  
→淀川の水道は十分な水利権を持っているため、節水のための制度を水道業者に作らせるのは不可能。河川管理者が、水の取水量に応じて費用を求める必要がある。  
→工業用水に関しては、利水占有料というデータを都道府県がとっている。また、水道料金は、現在でも逦増料金制。(河川管理者)  
→他省庁の管轄になる水道料金まで踏み込むのか。

#### <水利権の用途転用> (4/14)

- ・ 複数自治体間で上水道の水利権を交換することも論理上は可能である。
- ・ 複数自治体間の用途転用は難しいだろう。インセンティブ等、用途転用を推進する仕組みを作るべきである。  
→同自治体内における用途転用(ex. 大阪府の上水道と工業用水での用途転用)は比較的容易だが、複数自治体間での用途転用は自治体間の調整が主な決定要因であり、河川管理者の権限外のことである。(河川管理者)
- ・ 資料からは、上水道と工業用水とで供給可能量と実績の間には、20m<sup>3</sup>/s程度の乖離が存在すると読みとれる。新規需要が発生した場合、この大きな余裕量を抱えているのだから、新規需要が発生したとしても計画中のダムも必要ないことを示唆していると考えて良いか。  
→表の見方として、供給の近年の実力評価したものとして、大阪、兵庫の工業用水についてはある程度の余裕があるが、水道の方については余裕がない理解している。(河川管理者)
- ・ “近年の実力評価”については重要な部分であり、データと算出方法を明記して欲しい  
→近年の実力評価については、過去何回か説明しているように、水資源は電力等とは異なり供給量が雨の降り方により変動するものであり、現在の水資源開発施設は雨の多い時期を前提として計画されているため、近年、雨があまり降らないとすると供給量は減少する。それを“近年の実力評価”と言っている。(河川管理者)  
→グラフには計画・工事中のダムの水利権量を追記し、それらを含めて議論すべき。また、近年の実力評価について、計画工事中のダムの計画された時点での実力評価を追記し、

対比する形でなければ総体としての議論はできない。

#### ＜水需要管理協議会＞（4/14）

- ・ 協議会は水需要の精査・管理を実現するために必要だが、そのイメージや方向性を明確にすべき。

#### ＜既存水源（ダム等）の効率的運用＞（4/14）

- ・ 効率的な水源操作を検討すべきである。

#### ＜議論の進め方、利水部会の論点について＞（3/27）

- ・ 「水需要管理」の意味するものは、具体的に議論を進めることによって見えてくる。ポイントは、工事中・計画中のダムに予定されている新規開発水量の妥当性の検証、水資源開発基本計画（フルプラン）を委員会としてどう扱っていくか。
- ・ 「ここまで書いてほしい。なぜ書けないのか」という議論を今後していくことが重要だが、その時に、データを全て挙げて議論するのは困難。一番重要なのは、部会としての判断、考え方を出すことではないか。
- ・ 需要構造の把握から始めるべき。過去のデータをもとに需要と供給のバランスや水利権量と実際の需要量の関係を、慣行水利権を許可水利権に切り替えるための仕組みづくり、ダムの是非について委員会としてどう捉えるのか等を検討すべき。
- ・ 水需要など具体的なデータに基づいて議論すべき。また、開発された水資源が有効に機能しているか、実態との乖離を把握した上で水利権の見直すべき。そうすれば環境流量についても何か言えるようになるのでは。

#### ＜委員会活動に対する提案＞（4/14）

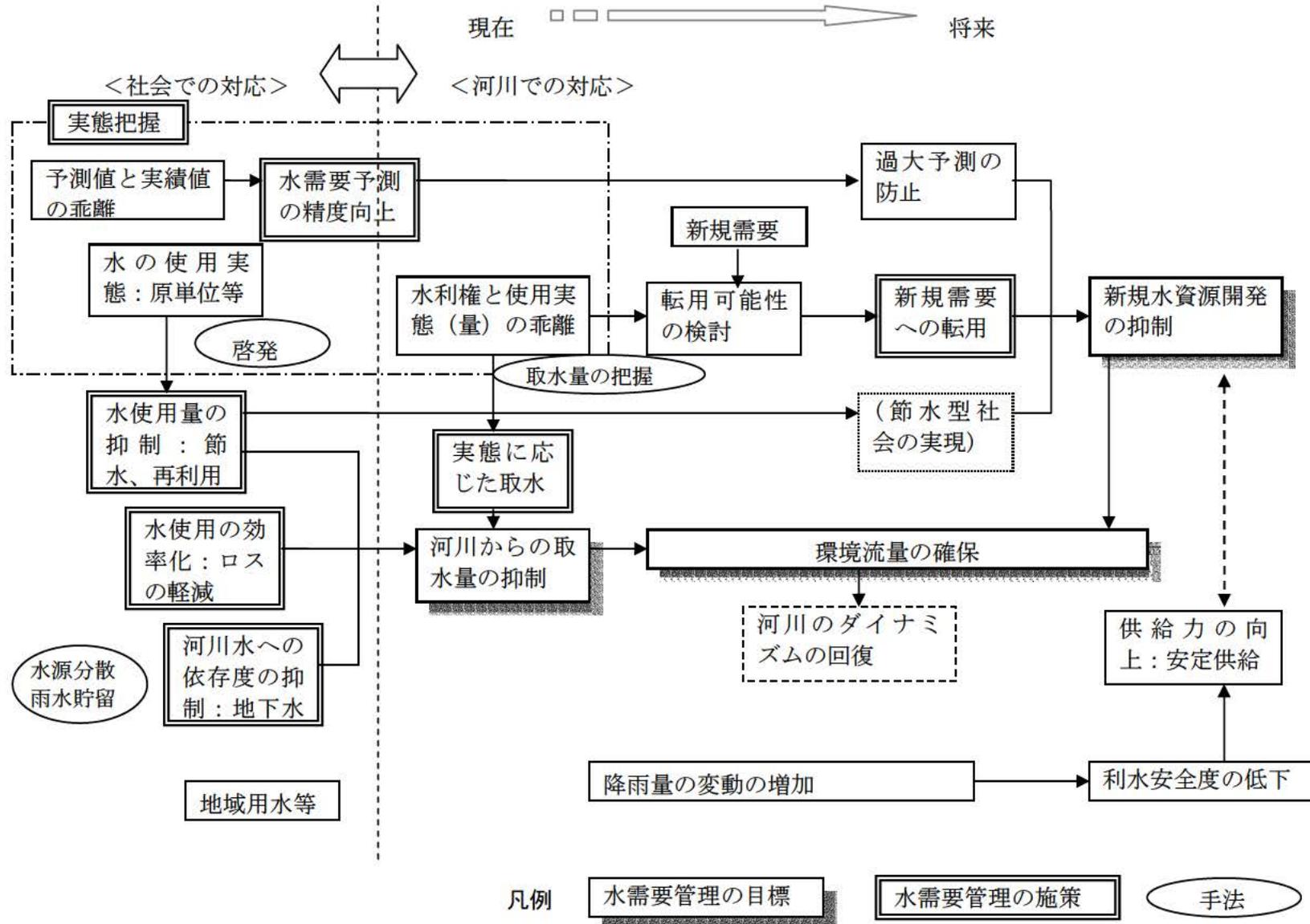
- ・ 水需要予測に関して、現在は供給側からの視点しかない。消費側の実態を把握するために、委員会でアンケートを実施してはどうか。

(2) 利水部会における今後の検討項目（案）（第1回利水部会検討会(6/7) 資料2-3より）

| 説明資料（第1稿）の内容   |   | 利水部会の議論   |   |
|--|---|---|---|
| 4章 河川整備の方針   | 5章 具体の整備内容  | 今後部会で議論する項目（案）  | これまでの説明   |
| <p>4.4 利水</p> <p>(1)水需要の確認<br/>今後の水需要を利水者に確認し、厳正に吟味する。</p> <p>(2)水利権の見直しと用途間転用<br/>現行の水利用の実態や渇水に対する安全度(利水安全度)を踏まえるとともに、水環境維持・改善のための新たな水需要等を含め、水利権の見直し、用途間転用等の水利用の合理化に努める。</p> <p>なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の環境機能に配慮する。</p> <p>(3)既存水資源開発施設の再編と運用の見直し<br/>取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等を踏まえて、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図る。</p> | <p>5.4 利水</p> <p>(1)利水者の水需要の精査確認(利水-1)</p> <p>(2)利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価を踏まえて行われるよう関係機関との連絡調整を実施(利水-2)<br/>大阪臨海工業用水道<br/>大阪府営工業用水道<br/>尼崎市営工業用水道</p> <p>(3)農業用水の慣行水利権について、水利利用実態把握、法定化の促進(利水-3)</p> <p>(4)既存水資源開発施設の効率的運用による渇水対策の検討・実施<br/>1) 効率的な運用(実態に基づく下流確保流量の見直し)の実施<br/>桂川 日吉ダム(利水-4)<br/>2) 効率的な運用の検討<br/>木津川 室生ダム(利水-5)</p> | <p>○追加すべき項目は何か<br/>・節水や雨水利用の促進など住民が行う対策の促進、支援等の検討（河川管理者ができることの具体的提案）<br/>・環境流量について：検討の方向性、調査事項（利水面から見た）<br/>・今後の水供給力に関する考え方の整理</p> <p>○水需要の精査確認にあたっての考え方<br/>・河川サイドとしての考え方</p> <p>○精査確認結果が示された場合、どのようなポイントで検討すべきか</p> <p>○用途間転用にあたって、基本的な考え方の整理<br/>・整備内容シート、利水-2 右図、第3回利水部会資料の検討</p> <p>○農業用水に関する水利用実態把握の方向性<br/>・整備内容シート、利水-3 右表の検討</p> <p>○既存水資源開発施設の再編と運用見直しの方向性<br/>・基本的な考え方の整理<br/>・5/16 委員会資料の検討</p> | <p>&lt;水供給の実力&gt;<br/>第7回委員会、利水部会等で説明</p> <p>&lt;水需要予測について&gt;<br/>考え方については第7回委員会で大阪府が説明済み<br/>今後の水需要予測については、利水者と調整の上、委員会へ提示予定（1～2年を目処）</p> <p>&lt;水利権の見直しの考え方&gt;<br/>利水部会で提示：水利権と取水量の乖離と転用の可能性、用途間転用の課題等<br/>ダムに関する見直し案で提示：既施設群の連携、容量再編</p> |

| 説明資料（第1稿）の内容   |  | 利水部会の議論  |         |
|--|--|--|---------|
| 4章 河川整備の方針   | 5章 具体の整備内容   | 今後部会で議論する項目（案）                                   | これまでの説明 |
| <p>(4)水需要の抑制<br/>利水者、自治体等関係機関、住民と連携して、水需要を抑制するための具体的方策について検討する。</p> <p>(5)渇水への対応<br/>近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水等の発生時の被害を最小限に抑える対策として、渇水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる。</p> | <p><u>猪名川 一庫ダム</u><sup>(利水-6)</sup></p> <p>(5)従来、<u>渇水時のみ開催していた渇水対策会議を、平常時からの水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整</u><sup>(利水-7)</sup></p> | <p>○具体的方策を協議できる組織への改正の方向性<br/>(水需要管理協議会の具体化)</p> |         |

参考資料1 水需要管理の目標、施策等のイメージ（第3回利水部会（4/14開催）資料2-1より）



## 4 住民参加部会

### (1) これまでの主な意見・やりとり内容（第5回部会まで）

#### 1) 計画策定・推進（4. 1、5. 1）

##### ○全般

- ・流域全体で対応すべき部分については、住民が関わっていくことを明記すべきである。：  
*第3回住民参加部会（030411）*
- ・提言は総括的に書いているが、河川管理者は自分達の河川管理業務を想定して述べているので合わない部分が出てきている。そこに留意して、提言の理念が活かされているか、またはどう活かすべきかをより具体的に詰めていくべき。：  
*第5回住民参加部会（030527）*

##### ○情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

###### <住民との連携・協働等について>

- ・住民との連携は、計画の策定時においてもその後の実施段階においても一緒にやっていくということだと思う。先日のダムの説明では、見直しに1、2年という数字が言われていたが、その数字は例えば委員会の環境の専門の委員などに環境への影響調査にかかる期間を聞いた上で出た数字ではなかったと思う。まだ行政だけで何でもやっという意識が根強いように感じるが、それを変えないと住民との連携は進まない。：  
*第5回住民参加部会（030527）*
- この住民参加部会では、今まで行政が管理してきた河川行政をどれだけ住民自治に移行していけるかを議論している。河川管理者も、今までの河川の管理という考え方から住民自治を活かした管理、或いは改善といった考え方に転換すべきである。：  
*第5回住民参加部会（030527）*
- ・環境評価法の住民参加の規定では、説明会と公聴会は分けられている。主に情報提供を行う会と意見を聴く会では性格が違う。説明会をもって住民参加とすることはできない。：  
*第1回住民参加部会（030224）*
- ・上流、中流、下流の流域住民の話し合いや交流等の参加のあり方も検討してほしい。：  
*第2回住民参加部会（030327）*

###### <人材育成について>

- ・住民といっても、関心の高い層から無関心層、利害関係者、有識者、市民団体など多様であり、それぞれ参加の性質が違うので、参加者の類型毎に参加の手法を整理する必要がある。また、集まった住民意見も、利害の対立等が絡み単純には処理できない。これを整理し判断するには、評価手法を知る人材が河川管理者と住民との間に入る必要があり、そのような人材の養成についても考えておく必要がある。：  
*第1回住民参加部会（030224）*
- ・相反する利害が発生する場合の合意形成は、信頼と安心が基礎となるので、河川管理者と住民との間をつなぐコーディネーターの能力や人間性が重要なファクターとなる。：  
*第1*

回住民参加部会 (030224)

- ・ハードな視点だけではなく、ソフトな部分の人材育成についての視点も、是非加えてほしい。： 第3回住民参加部会 (030411)
- ・住民や子供達が行う環境調査については、データが不足しているから協力を仰ぐということだけではなく、主体的な意見形成のためにそのプロセスに参画することの大切さを認識してほしい。そのような参加を排除するのではなく、かかわることこそが大事だ。： 第3回住民参加部会 (030411)

○河川レンジャーのあり方について

- ・説明資料(第1稿)5.1.2で、地域の自然等に詳しい団体等から人選した河川レンジャーに河川・環境学習指導等を試行的に依頼、とあるが、**まず河川整備計画における河川・環境教育の目標を明確にする必要**があり、そのうえで、その目標を理解した人材の育成が必要になる。節水を心がける、川を汚さないようにする、またはダムや狭窄部の問題を考えてもらえるような環境教育でなければ河川整備計画の中で行う環境教育にはならないだろう。間に合わせで人材を選ぶのではなく、**目標に合った人材を育成する仕組みやその支援制度**などについても考えていかなければならない。： 第2回住民参加部会 (030327)
- 河川レンジャーを制度として位置づけ、国が人選するのがよいかどうかは疑問である。  
河川レンジャー制度を導入する前のプロセスとして、**実際に参加の試みを進めていく中から住民をまとめ提案ができるような人が出てくる必要がある**。： 第2回住民参加部会 (030327)
- 住民との協働を担保するのが河川レンジャーと拠点というだけでは足りないと思う。事業アセスメントの手続きを見直し、**住民が参加し、その努力が活かされる仕組みや体制を行政側からつくるべき**だ。例えば、現場で使える住民参加の手引きを作成することを事業として盛り込むだけでも効果があるだろう。**まず住民が実績をつくれる状況づくりをして、結果的に河川レンジャーになる人が出てくるべき**。： 第2回住民参加部会 (030327)
- 皆に川のことを教える、整備計画についての提案もしてくれる、皆の合意もつくる、そういう河川レンジャーが信頼を勝ち得るには行政ではなく住民から信頼されるべき。それは実績から生まれる。： 第2回住民参加部会 (030327)
- 運動している人は地域社会の中では特殊な人と見られ地域からの信頼は得られにくい、マスコミや行政からはよく見える。行政からの信頼も必要だが住民からの信頼がなければ実際には成り立たない。： 第2回住民参加部会 (030327)
- 地域に住む人は、省庁の縦割りの中で生きているわけではない。したがって河川レンジャーを河川整備計画をきっちり専門的に語れるというように限定しない方がいいと思う。： 第2回住民参加部会 (030327)
- 河川レンジャーは個人だけを想定している訳ではない。複数の人々、NPO(新設含む)等も視野に入れて検討すべき。： 第2回住民参加部会 (030327)
- ある運動をしている団体に定常的に業務を委託する場合、パートナーシップと言いつつ

- らも外からは癒着のように見えてしまうことがある。その団体なり個人なりの仕事を毎年評価する仕組みも必要である。： 第2回住民参加部会 (030327)
- 河川管理者もまず試行から始めるとしているように、あまり固定せずに試行錯誤しながら、進化させていくのがよい。： 第2回住民参加部会 (030327)
- ・治水・防災に関しては、河川レンジャーのことが出てきていないが、中間とりまとめで出していた河川レンジャーの役割の半分は治水・防災に関することである。第1稿では計画策定のところに主に河川環境や環境学習という役割で記されているだけだが、この河川レンジャーや流域センターの位置づけについて再考してもらいたい。： 第5回住民参加部会 (030527)
- 第1稿では環境学習について触れているだけだが、この役割だけではないと考えており、第2稿では具体的にどのような方々にどのような事をお願いするかを記載すべく現在詰めているところである。(河川管理者)： 第5回住民参加部会 (030527)
- 河川レンジャーや流域センター設置検討会といったものをつくり、そこで具体化に向けた検討をしてはどうか。河川レンジャーの養成や処遇等についても考える必要がある。委員会の委員だけでなくオープンでこの検討会を行い、皆で考えて具現していきたいと考えている。： 第5回住民参加部会 (030527)
- この資料 2-1 補足に書かれている内容はビジョンとして大切だが、実態を調査することも必要だ。既に水防団がある、あるいは自治会の中に堤防委員がいる等があれば、それをうまく活かして流域センターにもっていきべき。水害の知恵も調査して残すことができる。調査はデータよりもプロセスが重要であり、調査に関わる中で本気になる人が出てきて河川レンジャーの主体になっていくという過程があることが大事だ。それをソフトのプログラムとして組んでほしい。： 第5回住民参加部会 (030527)
- 河川レンジャー制度の運用をどのくらいの細かさでやるのか、ということまできっちり詰める必要がある。また、防災に関してだが、地域の災害の記憶は完全に断絶していることが多い。消防訓練のように、学校と連携して、地元を良く知る水防団の人に話をしてもらおう等を検討してほしい。： 第5回住民参加部会 (030527)

## ○河川レンジャーの名称について

- ・用語についてだが、河川レンジャー等の横文字は一般には理解しにくいので、誰にでもわかるような言葉に直すべき。また、レンジャーには管理するという意味合いが強いので、この場合適切なのかも検討すべきだ。： 第2回住民参加部会 (030327)
- これは新しい概念であるので、河川レンジャーは仮称とし、その正式な名称も含め、あり方や役割等を河川管理者やNPO等様々な主体が関わって検討し、つくりあげていくことが必要だ。名称については、住民による自主管理の役割もあることも踏まえて適切な言葉を探さなければならない。： 第2回住民参加部会 (030327)
- できれば先に名称を固定した方がよいが、その際「川守り」のような子どもからお年寄りまでわかる親しみやすい言葉にすべきだ。： 第2回住民参加部会 (030327)

## ○河川レンジャーの活動拠点について

- ・整備内容シート（第1稿）で計画1、計画2を出していただいているが、この内容では地域社会へ入り込むような視点が不足している。河川レンジャーの拠点のイメージが、地域から見た専門家がない「アクア琵琶」等であることに河川管理者側の勉強不足を感じる。例えば琵琶湖ならより地域に密着した拠点が他に幾つも存在する。： 第2回住民参加部会 (030327)
  - 提言を踏まえながら、より具体的でわかりやすいものを目指して整備内容シート(第1稿)を用意した。この内容をまた審議していただき、検討したうえで試行を重ねて本格的なものにしていきたい。また、この試行の際の活動拠点を考えるにあたり、現在実際に活用し得る具体的な施設の名を記した。(河川管理者)： 第2回住民参加部会 (030327)
  - 各流域で既に行われている活動はたくさんあるので、そのような活動の拠点やネットワークを参考にすれば、自然と具体的なイメージも出てくるのではないか。立派な拠点がなくても、様々な連携軸をつくりネットワークを広げている例から学ぶことで、拠点論も出てくるだろう。： 第2回住民参加部会 (030327)
  - 拠点の問題も含め、仕組みを考えるよりもまず必要性をつくるのが大事ではないか。必要性をつくれれば形はできる。： 第2回住民参加部会 (030327)
  - 最初からパーフェクトなものを求めても簡単にはいかない。まず、出発点として何らかの基本を置いておくべき。： 第2回住民参加部会 (030327)

## ○琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)等の協議会について

- ・住民参加は、信頼と安心を得るための作業であり時間をかけて行わざるをえないことを十分認識してほしい。協議会については、ただ箱を作れば良い、会議だけを作れば良いという考え方をしないようにして頂きたい。また、「環境」や「学識経験者」など、協議会を説明する言葉の定義まできちんと共有できるようにしてもらいたい。： 第3回住民参加部会 (030411)
  - 既存の組織に住民代表を参加させるだけで、住民参加が実現できるとは思えない。協議会のあり方や、構成人員、意思決定方法などのガイドラインを流域委員会で定義すべきではないか。： 第3回住民参加部会 (030411)
  - 箱物も、住民の交流の場という面から必要であり、拠点づくりはやってもらいたい。また、継続的に、住民との仲介役となる人材等にも予算を割いてほしい。： 第3回住民参加部会 (030411)
  - どこか場所を決めるのではなく色々な所に拠点を、個人宅等も含めて既存の施設も活用しながら作っていくという発想が重要。： 第3回住民参加部会 (030411)
- ・様々な協議会は、問題点を協議するだけではなく、どのように持続的に住民の声を聴き続け、またそれを計画等に反映させるかということを協議項目の一つにすべき。： 第5回住

民参加部会 (030527)

- ・淀川水系流域委員会の提言の理念や精神、考え方がここで述べられている各種の委員会や協議会にどこまで受け継がれるか心配している。河川管理者はどのように考えているのか。： 第5回住民参加部会 (030527)
  - 各種委員会等で行われている協議の内容や状況、その決定を、また、協議がうまく進まない場合には問題点を、この流域委員会に報告し、助言をしていただきたいと考えている。(河川管理者)： 第5回住民参加部会 (030527)
- ・官民一体の人のネットワークが基本と思う。平常から意見交換し問題点を確認しあうこと、そしてそれを次の世代につなげることが大切だ。各地で組織を動かしている人たちをどう横でつないでいくかが課題である。： 第5回住民参加部会 (030527)
  - 協議会や委員会に住民の代表を入れるだけでなく、関係住民が誰でも参加できる開かれた流域フォーラムのようなものが協議会等と並列して設置されることで住民参加は機能するのではないか。： 第5回住民参加部会 (030527)

## 2) 環境分野 (4. 2、5. 2)

### ○環境全般

#### <モニタリング等について>

- ・様々な箇所に出てきているモニタリングやアセスメントには、**全て住民の参加が必要**である。環境・利用部会で出た意見として「モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある」とあるが、生物について詳しい住民だけが参加できるのではなく、**誰でも参加できるという新しい考え方を浸透させるべき**。その方法や仕組みをつくっていかねばならない。また、モニタリングをして絶滅危惧種が見つかった場合、結局それを移植して終わりになりがちだが、大事なはその生育環境なので、種だけ移植しても意味はない。： 第5回住民参加部会 (030527)

→住民側に継続性があるかということを開発側、河川管理者側は気にしているのではない。その意味では、**住民は継続的に関わるべく努力すべき**である。あるいは**そのためのシステムを考えなければならない**。(部会長)： 第5回住民参加部会 (030527)

### ○水質

#### <琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)について>

- ・説明資料(第1稿)に記載されている水質管理協議会で行うべきことの中身をはっきりしたほうがよい。5番目として、「**自治体間等での連携を進めるため、どういう施策を行うべきかを検討する**」と明記してはどうか。： 第3回住民参加部会 (030411)
- ・5.2.4の水質管理協議会の設立の項で、「住民代表」と書かれているが、この場合の住民とはどのようなことを考えているのか。また、積極的な住民参加という言葉も書かれているが、5.1.2では住民との連携・協働という言葉が使われており、参加と協働では内容が違う。： 第5回住民参加部会 (030527)

→これまで流域の水質管理協議会では関係自治体等だけで水質管理をやっていたが、なかなか浄化が進んでいない。そこで、住民の協力を得てやっていく必要があると考え、住民が参加できる仕組みとして、この協議会に住民の代表の方に入っていただくことを考えている。(河川管理者)： 第5回住民参加部会 (030527)

→既存の組織に住民代表を入れるだけで実際に住民参加として機能するかは疑問である。協議会に住民の代表を入れるだけでなく、公聴会やヒアリング等を実施して住民と積極的に連絡をとり、**住民と相談しながらやっていくことが必要**。： 第5回住民参加部会 (030527)

→地域の人たちにとって、川が汚いかきれいかというのは水の透明度や生き物がいる等の視覚的情報が大きく影響しており、CODやBODという行政や研究者の指標とは違った認識の仕方がある。人々に興味をもってもらうきっかけや情報がどのようなものかについて部会から具体的に提言することも大事だ。： 第5回住民参加部会 (030527)

→琵琶湖辺で蛍を取り戻そうという試みをしているが、これには水質も生態系も含まれて

いる。水質や生態系をよくしましょうというより、虫がたくさんいる川を取り戻そうという方が住民には入りやすい。**地域の人**が**イメージ**を持てるような呼びかけが**大事**であり、そのようなやり方を工夫してほしい。： 第5回住民参加部会 (030527)

→住民が積極的に何かやろうとするためには**ビジョンが必要**である。参加することでこのように良くなるという直感、あるいは確信がなければ動かない。淀川水系の環境回復を協議するような場にして、そこを出発点にして水質を協議するという流れにしないと、このままではきちんとした住民参加はできないのではないかと。： 第5回住民参加部会 (030527)

→現状では項目ごとに縦割りの協議会が考えられているが、住民は縦割りではないので、**縦割りでない参加の仕組み**を考えるべき。： 第5回住民参加部会 (030527)

→河川管理者でできることの範囲内で計画をつくっているのだからこのような縦割りの住民参加になる。提言で出された河川環境自然再生化計画のようなものをわかりやすい指標で示して、河川管理者が音頭をとって省庁も住民も参加してそれに向かって皆で考えるような大きな場を考えてはどうか。まずは学識経験者を含む検討会という形でも良いと思う。： 第5回住民参加部会 (030527)

→5.2.4の4)にある水質事故の防止・対処については、原因が事業者であることが多く対処は行政にしかできないこともある。しかし住民が異変に気づくことからその早期発見が可能になるので、地元の人々の目や五感を取り込むことが大事である。もう一つの汚濁原因である面源負荷については、住民や自治体の意識を変えていく必要があり、ただ協議会に住民の代表を入れてその中で語るだけでは不十分である。**子どもや主婦などが楽しみながら、環境保全に貢献しているという実感を得ながらできるような切り口**を見つけないといけない。一方で、正確なデータをとろうとするとそれなりの体制とお金がかかるので、その**支援体制や助成制度等**があることが望ましい。： 第5回住民参加部会 (030527)

→河川管理者は、河川を**流域**としてとらえず、もっと広い面として捉え、川に関わる**間接的な行動**にも目を向けて、そこに**いかに住民が関わっていくべきか**、という視点から見て欲しい。(部会長)： 第5回住民参加部会 (030527)

#### <水質改善について>

- ・アメリカでは、たとえば水質の改善計画が詳細に書かれたプログラムが存在し、〇〇年の間でこれだけ回復する、そのためにこのような作業をする、ということが書かれていて、その手法について住民参加で意見を聴くようになっている。その場合、例えば4つ程代替案があり、それぞれについて環境アセスメント、費用便益分析をした上で住民の意見が聴かれるので、住民も判断がしやすい。計画という概念についてどう考えるのか、**水質改善のために単なる組織を考えるのか、アメリカの例のような実行プログラムを考えるのか**が問題になる。： 第5回住民参加部会 (030527)

### 3) 治水分野 (4. 3、5. 3)

#### ○治水全般

- ・ダムの説明には代替案の説明もあったが、治水の部分ではそれがない。代替案の検討はあったのか。： 第5回住民参加部会 (030527)
  - 今回堤防強化を一つの柱としているが、従前の考え方では不十分であったのでこのようになった、という説明をさせていただいた。この従前の考え方というのはある意味代替案であったと理解しているが、まだその他の代替案もあるので、それについては整備内容シートを充実させて示していきたい。(河川管理者)： 第5回住民参加部会 (030527)
  - 専門家でない住民は一つの案だけ出されても意見が言いにくい、いくつかの代替案があって比較すると言いやすくなる。また、説明の際に急にパワーポイントを見せられるより、計画書の中で代替案を書いて説明している方が意見を言いやすい。： 第5回住民参加部会 (030527)
  - 説明資料と整備内容シートの両方を使って住民の方々に説明していく考えであり、代替案が考えられるものについては整備内容シートの方に記載していきたい。(河川管理者)： 第5回住民参加部会 (030527)
- ・現在の河川では、ゴルフやバーベキューなどができるため、「恐ろしい」という観念はなくなっている。そのような住民の認識を招いたことに対し反省の言葉が整備計画にあるべきではないか。： 第5回住民参加部会 (030527)

#### 4) 利水分野 (4. 4、5. 4)

##### <水需要の精査確認>

- ・治水もそうだが、利水は加害者と被害者の関係がはっきりしており、論点もはっきりしている。その論点を徹底的に議論できる仕組みをつくらなければならない。また、ダムについて治水でも利水でも何も記載されていないが、それぞれに関する部分を明確にしないと議論ができない。利水については、精査確認のやり方からその結論までを示した上で、関係住民と行政、自治体との議論の場をつくるべき。： 第5回住民参加部会 (030527)

##### <水需要の抑制>

- ・蛇口の向こうにあるのは水道局でなく川であり、自分達が流した水も川に行くことを住民に意識させ、渇水対策や水需要の抑制に参加させる取り組みが重要だ。河川レンジャーはこのような取り組みもすべき。： 第5回住民参加部会 (030527)

## 5) 利用分野 (4. 5、5. 5)

### ○水面

- ・5.5.1の淀川水面利用協議会のところには、住民の参加について書かれていない。既存の淀川水面利用協議会には住民の代表が入っているのかもしれないが、そうであるならどのような方が入っているのか知りたい。また、協議会を通して住民参加をするということなら、その活動過程でどのような住民参加が行われるべきかをここに記入するべき。： 第5回住民参加部会 (030527)

→既存の組織に住民がどのような形で参加しているのか、今はわかりかねるので、確認してまた報告する。(河川管理者)： 第5回住民参加部会 (030527)

- ・水面利用協議会と河川利用委員会の関係はどうなるのか。： 第5回住民参加部会 (030527)

→水面利用は水上でマリンスポーツ等を行う利用、河川利用は河川敷の利用として区別している。： 第5回住民参加部会 (030527)

### ○河川敷

#### <方針>

- ・グラウンド等をつくって防災の気持ちさえ失わせたという反省に基づくなら、4.5.2の(1)の最後の4行「しかしながら、一方では、住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する要望が強いため、河川敷の利用についてはこの案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする」は削除すべき。そうしないと住民参加の水質モニタリングや環境のモニタリング、アセスが活きてこない。： 第5回住民参加部会 (030527)

→その部分は環境面から見た利用、あるいは狭い日本の土地利用の問題としてなど、幾つかの議論があると思うので、河川管理者に判断してもらわなければならない。その結果出た第2稿に対して、また意見を言ってもらいたい。(部会長)： 第5回住民参加部会 (030527)

#### <河川利用委員会について>

- ・地域毎に河川利用委員会を設置し、案件毎に意見を聴くということだが、その際公園の付近の人の意見だけではなく、自然保護団体の意見も聴く等が必要ではないか。： 第5回住民参加部会 (030527)

→河川利用委員会は、利用の申請が出された際にその是非を検討するものであるが、環境、都市計画の専門家の方々や流域の自治会の方に参加して頂き、申請者と河川管理者は入らず委員会が住民に意見を聴く形を考えている。このことについては第2稿でまた委員会に諮りたい。前回“保全”がないという意見があったので、名称の変更も考えている。(河川管理者)： 第5回住民参加部会 (030527)

## 6) ダム (4. 6、5. 6)

### <ダムの必要性について>

- ・利水目的が治水目的に、そして環境保全目的に、とダムの必要性の根拠がころころ変わることに、**住民は不信感**を抱く。必要性を誰がどう決めるのか、という疑問が出てくる。また、これまで水の使い捨てが社会が構造的につくられてきたが、水は使いまわせば 10 が 100 にもなる。このことも考慮し、水政策や水哲学がこのダム議論の中に入ると、社会の信頼も少しは得られるのではないか。： 第 5 回住民参加部会 (030527)
- ・精査確認ができていない状態で、既設ダムの目的を変更してまで新設ダムを推進しようというのはおかしい。また、ダムの建設コストについては住民によく説明し、それだけのコストをかける**必要性を納得してもらえ**るようであればならない。： 第 5 回住民参加部会 (030527)
- ・先日のダムの説明で代替案の説明もされていたが、その代替案の説明のプロセスが簡単すぎて納得できるものではなかった。また、費用効果分析は出されていたが、**費用便益分析も必要**である。費用効果分析では、既に投入された用地買収費や工事費は参入されていない一方で、代替案の方は新たにかかる費用を出して分析していた。ダムの寿命による償却費等の説明もなかった。環境に対する影響については、ダムをつくとこれだけ環境に良いという説明はあったが環境に悪い面の方はあまり説明されなかった。もう少し**公平で丁寧な、客観的に判断できるような説明**がないと誘導のようになる。： 第 5 回住民参加部会 (030527)

### <住民との合意、連携等について>

- ・ダムの場合、既に技術が確定していてプロセスが見えているが、例えば遊水地は目に見えないところでの地道な苦勞の結果つくられてきた。**住民参加は行政組織の中で評価されず**しんどいと感じているが、それは努力した成果が見える、物ができたということを好む日本社会の価値観に問題がある。**目に見えない苦勞を評価する行政システムや社会**とならなければならないことを行政の担当者も理解してほしい。： 第 5 回住民参加部会 (030527)
- ・提言には、ダムの建設について住民の社会的合意ということ述べているが、第 1 稿にはこの言葉がない。なぜ欠落したのか教えてほしい。(部会長)： 第 5 回住民参加部会 (030527)  
→ダムに限らず全てにおいて、住民の合意を得て実施していくことを前提としている。「妥当と判断される場合に実施する」と書いているが、それは住民の社会的合意が得られているかを踏まえて判断することだと認識している。(河川管理者)： 第 5 回住民参加部会 (030527)
- ・川上ダムの見直し案の説明で、これまでの経緯から地元の合意を得るのは不可能である、と想像で簡単に決め付けていた。少なくとも住民の意見を聴いてから、その結果、やはり難しい、という表現にすべきだと思う。(部会長)： 第 5 回住民参加部会 (030527)
- ・全てのダムが見直し、検討になるとの説明があったが、その際河川管理者が見直すだけでなく、**住民が参画して一緒に見直す**ことが必要だ。： 第 5 回住民参加部会 (030527)